

# 東京都防災ボランティア制度に基づく 平成25年度 第1・2回 被災建築物応急危険度判定員募集のご案内

## 1 応急危険度判定

応急危険度判定は、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定するものです。

## 2 防災ボランティア制度

防災ボランティア制度は「東京都地域防災計画」に基づくもので、専門的な技術をもつ民間の方々を平常時から登録させていただき、災害時にボランティアとしての活動をお願いする制度です。この防災ボランティアの業務のひとつが応急危険度判定であり、建築技術の専門家である建築士の方々に協力をお願いする分野です。

## 3 応急危険度判定員の募集

次のとおり、防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員として登録させていただく方を募集します。登録を希望するには講習を受けていただき、受講後、登録証を発行します。

なお、東京都では平成7年度よりボランティアの養成に努めてきたところであり、現在約11,000名を越える方が登録されております。

(1) 応募資格 建築士（建築士法第2条に規定する1級、2級、木造建築士）の資格を有する方で、東京都内に在住又は在勤の方

(2) 受講料 無料

(3) 講習の内容 ①東京都の防災対策について ②応急危険度判定制度について  
③応急危険度判定の事例について ④応急危険度判定技術について

(4) 講習会の日程等

日 時	会 場	定 員
<b>&lt;第1回&gt;</b> 平成25年9月24日(火) 13:40~17:00 (受付 12:30~)	都庁第一本庁舎5階 大会議場 (新宿区西新宿 2-8-1)	500名
<b>&lt;第2回&gt;</b> 平成25年10月16日(水) 13:40~17:00 (受付 12:30~)	都庁第一本庁舎5階 大会議場 (新宿区西新宿 2-8-1)	500名

(5) 申込方法

■郵送の場合 平成25年7月1日(月)～9月10日(火) 必着

### ①「東京都防災ボランティア登録申込書」

(必要事項を記入の上、**カラー写真2枚**<申込前6か月以内に撮影した縦3cm×横2.5cm、無帽、正面、上半身、無背景、裏面に氏名を記載>を所定の位置に貼付してください。)

### ②「建築士免許証の写し」

①②の書類を下記事務局の東京建築士会「防災ボランティア」係まで、封筒に「東京都防災ボランティア登録申込書在中」と朱書きしご郵送又はご提出ください。

■電子申請の場合 平成25年7月1日(月)～9月10日(火)まで

① 一般社団法人 東京建築士会 <https://www.koshukai.jp/hantei/>

② 東京都電子自治体共同運営サービス <https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/resident/index.jsp>

### <注意事項>

① 申込みされた書類は返却しませんので、ご了承ください。

② 受付後は9月17日までに申込書にご記入いただいたお住まいの住所に受講票を発送いたします。当日開催会場へ必ずご持参ください。

③ 受講希望者が定員を超えた場合は、申込書の先着順といたします。ご了承ください。  
定員超過により受講をお断りする場合のみ、事務局からご連絡いたします。

(6) 登録証の交付

講習を修了した方には、「東京都防災ボランティア（応急危険度判定員）登録証」を配布します。

## 4 事務局

### 【お問い合わせ・申込書送付先】

東京都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定）事務局

電話 03-3536-7711

一般社団法人 東京建築士会内

〒104-6204 東京都中央区晴海 1-8-12 晴海トリトンスクエア Z 棟 4 階

E-mail: [hantei@tokyokenchikushikai.or.jp](mailto:hantei@tokyokenchikushikai.or.jp)

### 【制度に関するお問い合わせ先】

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進係（都庁第二本庁舎3階南側）

電話 03-5388-3362